

Vectorworks Service Select 契約申込書

キャンペーン用

有効期限：2026年1月30日(金)

Vectorworks Service Select（以下、Service Select）のお申し込み、誠にありがとうございます。
以下①②の説明の通り、必要事項を記入ください。また、③をご確認ください。
*お申し込みの前に、「Vectorworks Service Select 契約」を必ずお読みください。
*ご記入内容と登録内容に相違があった場合、申込書の再提出が必要です。

*有効期限（上記）までに、申し込みフォームにてお送りください。
*有効期限を過ぎた場合、お申し込みいただけません。

Vectorworks, Inc. への個人情報提供の確認、Vectorworks Service Select 契約

本契約書にご記入いただいた個人情報を Service Select の契約、および契約製品に関わるサービス、サポートを提供することを目的に、ベクターワークスジャパン株式会社が Vectorworks, Inc.（在米）に提供すること、および Vectorworks Service Select 契約に同意の上、本契約を申し込みます。

個人情報の取り扱いについて

ベクターワークスジャパン株式会社は、本契約書にて、お客さまのご意志によりご提供いただいた個人情報を Vectorworks Service Select の契約、および契約製品に関わるサービス、サポートを提供する目的にて使用いたします。個人情報をご記入いただけない場合には、契約締結およびサービス、サポートを提供できないことがございますので、あらかじめご了承ください。弊社はお客さまからお預かりした個人情報を適切な安全対策のもと管理し、漏えい等の防止に努めます。また、以下の場合を除き、お客さまの同意なく、第三者への個人情報の開示・提供を致しません。

・法令に基づく場合
・上記利用目的の範囲内で利用するために、ご提供いただいた個人情報の全ての項目について、Vectorworks, Inc（在米）に書面もしくは電子媒体で提供する場合
お客さまご自身の個人情報の開示・訂正・削除を希望される場合には、下記宛にご連絡ください。なお、お客さまご自身の個人情報はユーザー登録サイト「ユーザー登録 & Informationポータル」にてご確認、およびご変更いただけます。ただし、ご登録名義の変更はできません。 ユーザー登録 & Informationポータル <https://customers.vectorworks.co.jp/>

【お問い合わせ先】ベクターワークスジャパン株式会社 カスタマーサポート TEL:03-6634-5291 【個人情報保護管理者】ベクターワークスジャパン株式会社 ビジネスオペレーション部

① 契約情報 ユーザー登録と同じ内容をご記入ください。

- ①-1：ユーザー登録 & Information ポータル（以下ユーザー登録サイト）「<https://customers.vectorworks.co.jp/>」で登録内容をご確認ください。登録内容のご変更（名義を除く）も可能です。
 - ①-2：ユーザー ID を記入してください。キャンペーン対象は新規ユーザー ID に登録された製品です。既存ユーザー ID に登録された製品は対象外です。
 - ①-3：ユーザー登録サイトにて「法人」区分で登録された方：「ユーザー名」に会社（団体）名もしくは学校名、および「担当者名」「メールアドレス」を記入の上、捺印をしてください。
 - ①-4：ユーザー登録サイトにて「個人」区分で登録された方：「ユーザー名」「担当者名」に姓名、および「メールアドレス」を記入の上、捺印をしてください。
- *個人区分でユーザー登録された方がユーザー名に「法人名」をご記入された場合、記入された法人名を無効とし、ユーザー登録された個人名で契約手続きをさせていただきます。

ユーザー ID (数字 6桁)		
フリガナ ユーザー名（法人登録：会社（団体）名もしくは学校名 個人登録：姓名）		法人の場合は社印、または契約 担当者の印、個人の場合は個人印 印
ローマ字表記 担当者名	メールアドレス（アカウント設定案内、更新情報などはこのアドレスに送信されます。）	

*上記以外、ユーザー登録サイトにて登録された情報（会社（部門）責任者名、部署名、住所、電話番号、FAX 番号、製品情報）を契約情報として Vectorworks, Inc. に提供します。

② 製品種類 / シリアル番号（下6桁）

Service Select を契約されるユーザー登録済みの Vectorworks 2025 製品についてご記入ください。

- ②-1：「製品種類」から、登録製品に該当するものを 1 つ選択（複数選択不可）。
- ②-2：1 つのユーザー ID 内に登録されているすべての Vectorworks 2025 シリアル番号（下6桁）をご記入ください。
1 つのユーザー ID に複数の製品を登録される場合、すべて登録いただいた後、1 枚の申込書にすべてのシリアル番号（下6桁）を記入してください。

	製品種類	シリアル番号（下6桁）
1.	☐ Fundamentals ☐ Architect ☐ Landmark ☐ Spotlight ☐ Design Suite	
2.	☐ Fundamentals ☐ Architect ☐ Landmark ☐ Spotlight ☐ Design Suite	
3.	☐ Fundamentals ☐ Architect ☐ Landmark ☐ Spotlight ☐ Design Suite	
4.	☐ Fundamentals ☐ Architect ☐ Landmark ☐ Spotlight ☐ Design Suite	
5.	☐ Fundamentals ☐ Architect ☐ Landmark ☐ Spotlight ☐ Design Suite	

	製品種類	シリアル番号（下6桁）
6.	☐ Fundamentals ☐ Architect ☐ Landmark ☐ Spotlight ☐ Design Suite	
7.	☐ Fundamentals ☐ Architect ☐ Landmark ☐ Spotlight ☐ Design Suite	
8.	☐ Fundamentals ☐ Architect ☐ Landmark ☐ Spotlight ☐ Design Suite	
9.	☐ Fundamentals ☐ Architect ☐ Landmark ☐ Spotlight ☐ Design Suite	
10.	☐ Fundamentals ☐ Architect ☐ Landmark ☐ Spotlight ☐ Design Suite	

【11本以上をまとめてお申し込みの場合】本書を複数枚使用し、すべてのシリアル番号（下6桁）をご記入ください。

③ 契約期間 / 年数 / 契約料金 契約期間、契約料金について確認ください。契約期間を変更することはできません。

契約期間 / 年数	発効日：	2026 年 1 月 1 日（より以下満了日までの 1 年契約）	契約料金について キャンペーン製品のため、初回契約料は無償です。 契約満了日以降、契約を更新される場合、契約更新料が必要です。
	満了日：	2026 年 12 月 31 日	

【お申し込みに関する注意事項】

- 1 つのユーザー ID に複数の製品を登録される場合、すべて登録いただいた後、1 枚の申込書にすべてのシリアル番号をご記入ください。
- Service Select はユーザー ID 単位で管理されますので、ユーザー ID 内の一部の製品での申し込みはできません。
- 契約期間は 2026 年 1 月 1 日から 1 年間です。契約期間を変更することはできません。
- 契約満了日以降、契約を更新される場合は契約更新料が必要です。契約満了日の 75 日前から契約更新のご案内をお送りします。
- 製品の仕様、サービス内容は予告なく変更することがあります。
- お申し込みに関して確認の為にご連絡をさせていただく場合があります。

▶ 以下については、本キャンペーンの対象外となります。

- 本書の有効期限【2026 年 1 月 30 日（金）】を過ぎてからのお申し込み。
- 既存ユーザー ID に追加登録した製品。
- 本書ご提出後、同じユーザー ID へ追加登録した製品。
- 購入およびユーザー登録を終えた製品にモジュールを追加した場合。
- 1 つのユーザー ID にキャンペーン製品と非キャンペーン製品を混在して登録した場合。
- Service Select 契約されたユーザー ID にキャンペーン製品を追加登録した場合。

ベクターワークスジャパン事務欄：以下には記入しないでください。

発行	受付	確認	承認	発注	発送	備考
----	----	----	----	----	----	----

発行番号：	Service Select 契約番号	J A Z							
-------	---------------------	-------	--	--	--	--	--	--	--



Vectorworks Service Select 契約

このVectorworks Service Select契約(以下「本契約」)は、ベクターワークスジャパン株式会社(以下「当社」と、本契約の契約者(以下「顧客」)との間で締結されるものです。本契約は、顧客が署名捺印したVectorworks Service Select契約申込書(以下「本申込書」)を当社、またはVectorworks Service Select取扱販売店に申し込んだ日の翌月1日(以下「発効日」)より効力を有します。本契約は当社が顧客に対して、本申込書に顧客が記載したソフトウェア製品(以下「対象ソフトウェア」)に関連した特定のサポートサービスを提供する諸条件について定めています。対象ソフトウェアは、別途定める各ソフトウェアのエンドユーザー用向け使用許諾契約書(以下「使用許諾契約書」)に基づいて、Vectorworks開発元Vectorworks, Inc から顧客にライセンスされており、本契約に基づくものではありません。※Vectorworks Service Select(以下「Service Select」)

1. サービス

本契約の条件について、顧客が本契約に定める全契約料金を支払い、また本契約に定める諸条件を順守することを条件に、当社は顧客に下記のサービスを提供します。なお、当社は、効力発生日を定めた上で、事前に顧客に対して変更後の本契約を通知することにより、本契約を変更することができるものとします。また、当社は、顧客にとって不利益となるおそれのある変更の場合、原則として効力発生日の30日前までに通知します。顧客が変更後の本契約に同意できない場合には、前記の予告期間中に当社に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。

a. ソフトウェアアップデート

本契約期間中に、当社が対象ソフトウェアのバージョンアップ(アップグレード)、アップデート、パッチ、バグフィクス(以下「アップデート」)をリリースした場合、必要に応じて、顧客がこれを利用できるようにします。本契約に含まれるライセンスごとに1つのアップデートを利用可能にします。利用できるアップデートの範囲・頻度については、Vectorworks, Inc.および、当社の裁量によりります。すべてのアップデートは、適用される使用許諾契約書により対象となるソフトウェアの一部と見なされます。

b. 旧バージョンの使用許諾

本契約期間中、別途使用許諾契約書に基づく規定がない限り、顧客は以下の(i)~(v)を条件として、Vectorworks, Inc.により使用許諾された旧バージョン(以下「旧バージョン」)を使用することができます。

- (i)旧バージョンを、Vectorworks使用許諾条件に従って使用すること。
- (ii)旧バージョンは、対象ソフトウェアと同一のパソコンにインストールすること。
- (iii)旧バージョンの使用ライセンス数は、顧客に許諾されたライセンス数、および、本契約に基づく最大ライセンス数を超えないこと。
- (iv)旧バージョンはVectorworks, Inc.のポータルで使用が許諾されたバージョンに限りります。
- (v)当社は旧バージョンの新規/追加のライセンスまたはアクティベーション、メディア、マニュアルなどの関連部材、アップデート、パッチ、バグフィクスなどの提供に一切の義務を負いません。

c. Vectorworks, Inc.のポータル

Vectorworks, Inc.は本契約において「ポータル」と呼ばれるWebサイトを維持し、顧客はポータルから特定のサービス(以下「本サービス」)へアクセスできます。ポータルには顧客企業の従業員のうち、本サービスにアクセスすることを許可された者(以下「承認ユーザー」)が、アクセス可能です。ログイン認証情報は、発効日の翌月最初の3営業日以内に提供されます。

d. プレミアムサポート

当社は、顧客が対象ソフトウェアの技術サポートを得られるよう1つ以上の専用電話番号を保持し「Service Select専用コールサポート」を提供します。同時に双方向インターネットコミュニケーション技術を利用した「インターネットLiveサポート」を保持し、サポート対応時、必要に応じてこれを提供します。これらを合わせて「プレミアムサポート」と称します。プレミアムサポートは、当社指定の受付時間に利用できます。受付時間は当社Webサイトに記載されます。第1-b条で許諾される旧バージョンの使用を顧客が継続する場合、対象ソフトウェアの3つ前のバージョンまでが本サポートの対象となります。なお、本サポートは顧客が希望する結果に達成すること、またすべての問題が解決されることを保証するものではありません。

e. トレーニングセミナー

当社は必要に応じて、対象ソフトウェアに関するセミナーを開催します。顧客はこれらに、Service Select割引価格で参加することが可能です。参加可能なセミナーには、当社が一般的に定期開催するWebセミナー、またはカスタマイズセミナーが含まれます。なお、Service Select割引価格で利用できる範囲および、開催の頻度については、当社の裁量によりります。対象となるセミナーについてはメールや当社Webサイト等によって顧客に通知されます。

f. ハードウェアプロテクトキー(ドングル)の交換

顧客の対象ソフトウェア「ネットワーク版ドングルタイプ」に限り、盗難あるいは、火災や自然災害などの不可抗力によりドングルが損害を受けた場合には、当社はこれを交換します。ただし、適切な現地の法執行機関が盗難や損害について書面化した報告書がある場合のみとします。ドングルの交換サービスは2年間に1度しか利用できません。

g. ディスカウントクーポン

当社はその時々、割引価格で当社から製品やサービスを購入できるディスカウントクーポンを顧客に提供することができます。クーポンの数・頻度・種類については説明しません。

2. 契約期間

本契約は、発効日から満了日まで効力を有します。発効日から本契約の満了日までを「契約期間」とします。契約期間の終了が間近に迫った際には、期限までに所定の手続きに沿って更新手続きを行う必要があり、契約更新申込書によって顧客が指定した期間を更新後の契約期間として、契約更新を行います。ここでいう「期限」とは、契約満了月の15日(15日が土日祝日の場合は、その前営業日)を指します。なお、顧客が本契約のいずれかの条項に違反した場合、本契約は自動的に解除されます。

3. 契約対象ライセンス

顧客は保有する最新バージョンのVectorworks, Inc.ソフトウェア全ライセンスを、当社が書面で合意しない限り、対象ソフトウェアに含めなければなりません。顧客が今後追加ライセンスを購入する場合は、購入時に本契約にライセンスを追加する必要があります。

4. 契約料金

初回期間(発効日から満了日まで)については、顧客は本契約に署名捺印した時点で、対象となる各ライセンスについて、「契約料金」を当社へ直接、またはService Select取扱販売店を経由し、当社に支払います。当社は契約更新後の契約料金について、本契約の経過中に事前通知の上、変更することができ、この場合、変更は当社の通知後最初の契約開始日に効力を発します。契約期間中に追加されたライセンスの追加契約料金は、追加ライセンスを購入した時点のService Select料金を契約期間の残りの月数で月割り計算します。契約期間中に追加された全ライセンスの追加契約料金は、自動的に以後の契約更新料金に追加されます。契約料金に関して課される消費税および、地方消費税、その他の公租公課は顧客が負担するものとし、契約期間中に消費税および、地方消費税が増額変更された場合は当該増額分についても顧客が負担するものとします。なお、契約料金は、契約の解除および、途中解約の場合も含め返却しないものとします。

5. アクセス条件

顧客は、当社またはVectorworks, Inc.が必要に応じてポータルに公開するすべての諸条件、サービス条件、他の方針を守るものとします。これらの諸条件等は本契約締結後、別途顧客に通知されるものとします。顧客、顧客の従業員、すべての承認ユーザーは(i)当社またはVectorworks, Inc.が提供するログイン情報、ならびに(ii)すべてのソフトウェア、物品、インターネットLiveトレーニングの記録、トレーニング素材、トレーニングの演習内容、ならびに他のポータルのコンテンツ(以下まとめて「コンテンツ」)の機密を保持するものとします。顧客は「契約担当者」を任命し、本契約に関連する事項の第一担当者とし、当社がポータル経由で要求する全情報を、顧客を代表して提供する、あるいは必要に応じて更新する責任を負うものとします。なお、教育機関の場合、コンテンツの利用は、学内に設置された教室施設内での利用に限られます。教室施設外での利用はできません。サービスに関連して顧客が提供する全情報は、Vectorworks, Inc.と共有するものとします。

6. 知的財産権

顧客が提出する、あるいはサービスに含めて利用可能とする全コンテンツ(以下「顧客コンテンツ」)に関して、当社が書面で明示的に別途の同意をしない限り、顧客はVectorworks, Inc.および、当社がこれらをあらゆる媒体において、あらゆる目的で、全世界で、利用料なしに、永続的かつ非独占的に用いる許可を与えるものとします。顧客はVectorworks, Inc.および、当社の両方あるいはいずれかが、顧客コンテンツを除くすべてのコンテンツに対してあらゆる権利、権限、利益を保持していることを承認し、同意するものとします。なお、顧客が技術サポートを得る目的で当社に提出したVectorworksファイルはコンテンツまたは顧客コンテンツとはみなされず、顧客が当社に要求する技術サポートを提供するために必要な範囲を除き、それらについての権利またはライセンス権は付与されません。

7. 契約の譲渡

顧客は当社からの書面による許可なく、本契約あるいは本契約の一部を譲渡、ライセンス、売却、貸与、質借、リース、移譲することはできません。Vectorworks, Inc.は本契約の第三者受益者であり、(i)本契約に基づく当社の権利と義務を継承し、または(ii)当社から他者へ本契約を譲渡するように請求することができます。

8. 無保証・責任制限

当社に故意または重大過失がある場合を除き、法律が許可する最大限の範囲で、サービスはあらゆる種類のいかなる明示または黙示の保証をすることなく、現状有姿にて提供されます。顧客のみが対象ソフトウェアを用いて作成したすべての成果物について全責任を負います。いかなる場合においても、サービスに起因する、あるいはサービスに関連した一切の請求に対する当社の責任の総額は、契約、不法行為、その他に基づくかを問わず、本契約に基づき顧客が当社に支払い済みの対価を超えることはないものとします。また、いかなる場合も、当社は結果的、間接的、特別、懲罰的損害、信用または利益の損失に対しても、その発生可能性について知らされていたかを問わず、責任を負いません。

9. 不可抗力

当社は、不可抗力による本契約の不履行または履行遅滞について、責任を負わないものとします。不可抗力には、地震・津波・台風・豪雨・豪雪その他の天災地変、戦争、テロ、内乱、暴動、感染症、政府または政府機関の行為、労働争議、停電、電気通信の中断・中止、輸送機関の事故が含まれるが、これらに限定されません。なお、顧客と当社は、不可抗力が生じた後の本契約の履行につき、別途協議の上その取り扱いを定めることができるものとします。

10. 雑則

本契約は日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。本契約に起因するあるいは関連する紛争や請求、またはその主題や成立は、東京地方裁判所の専属管轄権に従うものとします。本契約は完全なる合意を構成し、本件に関する当社と顧客の契約締結前の合意事項に優先します。本契約で特に記述されている場合を除き、本契約の修正は、書面で行われかつ当社と顧客による署名捺印がされない限り効力を有しません。本契約のいずれかの記述が法的強制力を持たないことと決定された場合、該当する記述は必要に応じて法的強制力を持つように修正、制限されるものと見なし、いかなる場合においても、本契約の他の記述には影響しないものとします。

11. その他

本契約に定めない事項または、本契約の履行に疑義が生じた場合は、当社および、顧客の両者が誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。

(2024年5月1日)



VECTORWORKS®